

平成29年度（2017年度）

東京藝術大学
大学院映像研究科
【博士後期課程】
履修案内

◎馬車道校舎	横浜市中区本町4-4-4	
◎万国橋校舎	横浜市中区海岸通4-2-3	万国橋会議センター3F
◎元町中華街校舎	横浜市中区山下町1-1-6	

－目次－

1. 大学院映像研究科博士後期課程（概要）	2
2. 年間計画表	3
3. 教育課程表	4
4. 指導教員	5
5. 修了要件	6
6. 学位授与	6
7. 在学期間	6
8. 履修	7
9. 学位審査	
1. 予備審査	9
2. 本審査	10
3. 最終試験	11
4. 論文の提出	11

◎学生生活に関すること（横浜校地）

◎東京藝術大学大学院学則

◎東京藝術大学学位規則

◎東京藝術大学大学院映像研究科規則

◎東京藝術大学大学院映像研究科における
課程修了による博士の学位授与に関する内規

◎学位審査様式第1～8号

1. 大学院映像研究科博士後期課程（概要）

映像表現と技術革新が相互に牽引して発展する今日、映像に関する幅広い知識を有機的に結びつけられる芸術家、研究者が求められている。映像メディア学はそれに答えるものとして、映像を用いて同時代性の高い表現を追求すること、表現手法や基盤技術を開拓することを中心課題とする分野である。また学問への社会的要請として、映像が文化の中で担ってきた役割を明らかにして将来の発展の可能性を示すこと、従来は創作者の経験にとどまっていた知見を公的で共有可能な知識にすることが期待されている。

東京藝術大学大学院映像研究科は創作の現場を持つ特色を生かし、理論と実践の両面から研究を深める環境を整えている。修士課程で映画専攻、メディア映像専攻、アニメーション専攻を担当する教員が、博士後期課程では一つの映像メディア学専攻に集まって講義と演習を行う。個々の学生に対しては、主任指導教員と副主任教員が継続して指導にあたる。学年の進行に応じて研究会発表やサーベイ論文提出を行い、活動業績に基づく予備審査を経て博士論文を提出するプログラムを用意している。

博士論文の提出に向けては、大きく分けて理論中心の研究方法と、実践中心の研究方法を取ることができる。理論中心の研究方法は、従来から行われているように、論文によって成果を示すものである。実践中心の研究方法は、作品の展示や上映の形で成果を発表し、相補的な関係にある論文と合わせて研究成果とするものである。実践中心の研究方法は近年、特に芸術分野の博士課程で世界的に広まりつつある。いずれの場合も複合的な分野の性質を反映して、研究科外の専門家を含む委員会を設けて審査を行う。これまでの修了者は、大学教員、独立した研究者、アーキヴィストなど専門性の高い仕事に携わっている。

2. 年間計画表

	博士1年次	博士2年次	博士3年次
4月	入学式／ガイダンス ◇映像メディア学特別講義 （4～7月） ◇映像メディア特別研究 I-A（4～7月）	◇映像メディア特別研究 II-A（4～7月）	★学位論文本審査申請 （4月最終金曜日，教務係） ・研究論文または研究作品の選択 ・本審査願等提出 ・本審査委員会の設置
5月			
6月			
7月	◆活動報告	◆活動報告	学位論文中間審査会【非公開】 ・口頭発表 →審査委員会の判定
夏 期 休 業			
10月	◇映像メディア特別研究 I-B（10～12月）	◇映像メディア特別研究 II-B（10～12月）	★学位論文本審査会【公開】 （10月初頭） ・事前に論文初稿提出 ・口頭発表，展覧会
11月			
12月	◆活動報告	◆活動報告	★論文最終版提出 （12月初頭） ※以降，論文の修正は認めない。
冬 期 休 業			
1月	◇サーベイ論文提出 （1月末日，教務係） ◇映像メディア特別演習 I	☆学位論文審査予備審査 （1月最終金曜日，教務係） ◇映像メディア特別演習 II	
2月	◇サーベイ論文発表 （2月末日，大視聴覚室）	☆学位論文予備審査会【非公開】	★博士後期課程学位論文最終試験【公開】 →教授会で最終試験の判定
3月			■学位授与 修了式まで論文（製本済）提出

3. 教育課程表

履修 区分	授業科目	履修年次						修得単位数	
		1 年次		2 年次		3 年次		小計	合計
必修 科目	映像メディア学特別講義	2		—		—		2	10
	映像メディア特別研究Ⅰ-A	1	—	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別研究Ⅰ-B	—	1	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別研究Ⅱ-A	—	—	1	—	—	—	1	
	映像メディア特別研究Ⅱ-B	—	—	—	1	—	—	1	
	映像メディア特別演習Ⅰ-A	1	—	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別演習Ⅰ-B	—	1	—	—	—	—	1	
	映像メディア特別演習Ⅱ-A	—	—	1	—	—	—	1	
	映像メディア特別演習Ⅱ-B	—	—	—	1	—	—	1	
	特別研究指導	1～3 年次							

4. 指導教員

入学の際、各学生に指導教員（主任指導教員及び関連指導教員の2名）が定められる。指導教員は、研究指導を始め授業科目の履修、休退学など在学中の学業に関するあらゆる面で学生の指導を行う。

学生は、学年の始めに指導教員（2名）と相談の上「履修及び研究計画届」を作成し、年間の指導計画と内容を示す。なお、学修上必要と認められる場合には、主任指導教員を変更することがある。

専 攻	研究領域	指 導 教 員
映像メディア学	映像メディア	磯 見 俊 裕 教 授
		伊 藤 有 壺 教 授
		岡 本 美津子 教 授
		桂 英 史 教 授
		桐 山 孝 司 教 授
		黒 沢 清 教 授
		坂 元 裕 二 教 授
		佐 藤 雅 彦 教 授
		諏 訪 敦 彦 教 授
		筒 井 武 文 教 授
		長 瀧 寛 幸 教 授
		畠 山 直 哉 教 授
		布 山 タルト 教 授
		梶 井 省 志 教 授
		柳 島 克 己 教 授
		山 村 浩 二 教 授
		高 山 明 准教授

5. 修了要件

博士後期課程に3年以上在学し、必修科目10単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び、最終試験に合格すること。

6. 学位授与

博士後期課程を修了した者に授与する。

学位審査については、「9. 学位審査」を参照。

本研究科の博士後期課程を修了した者に対しては、「博士（映像）」または「博士（学術）」の学位を授与する。

7. 在学期間

博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

在学延長期間は2年間とし、休学可能期間は1年間とする（やむを得ない場合は主任指導教員の承諾をえた上で、もう1年休学することが出来る）。

4年次以降、引き続き在学を希望する場合は、3年次の1月末日までに指導教員と相談の上、映像研究科教務係へ申し出ること。

休学を希望する学生は、主任指導教員の承諾を得たうえで、教務係へ届け出るものとする（「学生生活に関すること」（横浜校地）7. 各種手続き参照）。

8. 履修

— 1. 授業科目

本研究科の教育目標を達成する教育課程として以下の必修科目を用意する。

科目名称	概 要
映像メディア学特別講義	1 年次の前期 15 回に、オムニバス形式で行う講義（水曜日 1 限）。
映像メディア特別研究 I-A, I-B	1 年次の前期，後期に，特定の分野を定めてオムニバス形式で行う講義（水曜日 3, 4 限）。 学生には，自身の活動報告を課す。
映像メディア特別研究 II-A, II-B	2 年次の前期，後期に，特定の分野を定めてオムニバス形式で行う講義（水曜日 3, 4 限）。 学生には，自身の活動報告を課す。
映像メディア特別演習 I-A, I-B	1 年次の前期，後期に「履修及び研究計画届」に基づいて行う。サーベイ論文として発表，提出。
映像メディア特別演習 II-A, II-B	2 年次の前期，後期に「履修及び研究計画届」に基づいて行う。学位論文審査の予備審査として提出。「9. 学位審査」を参照。

— 2. 履修方法

教育課程表に定められた授業科目の内，「映像メディア学特別講義」については，あらかじめ決められた授業内容により開設される。その他の授業科目は，学生個々の研究課題・内容に応じ，指導教員（2 名）との協議のもとで，必要な授業内容を検討し，開設される。

学生は，毎学年始めに指導教員（2 名）のもとで研究題目及び履修科目を決定し，履修登録を行うものとする。

履修登録は，履修登録期間（学事暦及び掲示等参照）に本人が行うこと。やむを得ない理由により，期日までに手続きができない学生は，事前に事務室へ連絡すること。

— 3. 授業時間

授業時間は次のとおりである。

時間割	開始時間	終了時間
1 時限目	10:00	11:30
2 時限目	12:30	14:00
3 時限目	14:15	15:45
4 時限目	16:00	17:30

— 4. 試験・成績評価

本研究科における各授業科目の成績は、「秀」「優」「良」「可」及び「不可」の評価をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。各授業科目は、総授業数の3分の2以上出席し、その試験（学期末または学年末）に合格することにより所定の単位が授与される。

9. 学位審査

学位審査を受ける者は、大学の定めた日程に従い、申請・提出・発表等を行う。

学位審査は、予備審査、本審査からなる。予備審査を合格した者が、本審査を申請する資格を有する。

詳細は、「東京藝術大学大学院映像研究科における課程修了による博士の学位授与に関する内規」を参照のこと。

— 1. 予備審査

イ) 申請

(1) 申請時期：修了予定年前年度時の1月末（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。

(2) 提出書類

- ・学位論文予備審査願【様式1】：正副各1部
- ・研究／創作活動目録（予備審査）【様式2】：1部
- ・学位論文の要旨（予備審査）【様式3】：1部
- ・履歴書【様式4】：1部
- ・提出先：映像研究科教務係
- ・成績評価

予備審査の可否は、「映像メディア特別演習Ⅱ-A、Ⅱ-B」の成績評価とする。

ロ) 成績評価

成績評価は、「ハ. 学位申請ポイント算出表」に従って行われ、5ポイント以上であることが、合格の条件となる。

ハ) 学位申請ポイント算出表

研究論文	プロジェクト	作品	ポイント
◇著書(単著) ◇査読付き学会誌等への論文執筆(海外)	◇国際的プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営にメインスタッフとして参画 ◇海外各種コンペでの入賞	◇国際映画製作者連盟(FIAPF)公認、もしくは同等の映画祭で受賞(メインスタッフとして参加) ◇海外における国際展への招待出品 ◇海外における国際展へのコンペ入選 ◇アニメーション映画祭の国際コンペ入選・受賞	4
◇査読付き学会誌等への論文執筆(国内) ◇学会、シンポジウム等での口頭発表(海外)	◇国内プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営にメインスタッフとして参画 ◇国内各種コンペでの入賞	◇国際映画製作者連盟(FIAPF)公認、もしくは同等の映画祭に出品(メインスタッフとして参加) ◇キュレーターが関与	3

	賞	するグループ展への出品(海外) ◇アニメーション映画祭での国内コンペ入選・受賞	
◇学会等での口頭発表(国内) ◇学会等でのポスター発表, デモンストレーション(海外) ◇映像研究科紀要への寄稿(研究ノート)	◇国内におけるプロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営にスタッフとして参画	◇キュレーターが関与するグループ展への出品(国内) ◇国内外各種映画作品にメインスタッフとして参加(各領域のチーフとして。自主、商業は問わず) ◇アニメーション映画祭での招待上映	2
◇一般誌での論考等執筆	◇国内各種プロジェクトへの参画	◇学外での個展, グループ展、上映会への出品 ◇国内外各種映画作品にスタッフとして参加(自主、商業は問わず)	1

※該当する各項目において、連名で発表した場合には、1/n ポイントとする。

※一論文・プロジェクト・作品などで二つ以上の項目に該当する場合は、上位の得点に換算する。

※同一の内容の論文・プロジェクト・作品などは、原則として1回限りのポイントとする。

— 2. 本審査 —

イ) 本審査の構成

本審査は、申請、中間審査会（非公開）、審査会（公開）からなる。

ロ) 本審査申請

(1) 申請時期：修了予定年次の4月末（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。

(2) 提出書類

- ・学位論文本審査願【様式5】：正副各1部
- ・研究／創作活動目録（本審査）【様式6】：1部
- ・学位論文の要旨【様式7】：1部
- ・履歴書【様式4】：1部

(3) 学位論文及び本審査会の形式について【様式8】：1部

(4) 提出先：映像研究科教務係

ハ) 中間審査会【非公開】

中間審査会の時期は、修了予定年度の7月（「2. 年間計画表」及び学事歴等を参照）。

学位論文と研究領域により研究作品に関して、口頭発表を行う。

ニ) 審査会【公開】

審査会（口頭発表と研究領域により研究作品の発表）の時期は、修了予定年度の10月（「2.

年間計画表」及び学事歴等を参照)。

学位論文本編の初稿を，原則として本審査会前に PDF 形式にて，主査，副査へ提出。これに基づいて口頭発表を行う。

研究作品は，展覧会または上映会として発表する。

ホ) 学位論文本編の最終稿の提出

学位論文本編の最終稿を，原則として 12 月に，PDF 形式にて，主査，副査へ提出。これ以降の論文の修正は原則的に認めない。

ヘ) 成績評価

本審査の成績評価は，下記の審査項目等に従って行う。

(1) 課題設定

- ・研究の目的と位置付けが適切で明確であるか。
- ・従来研究の調査が十分であるか。

(2) 研究への取り組み

- ・関連する専門知識を十分に習得しているか。
- ・課題に対して適切なアプローチがなされたか。

(3) 研究完成度

- ・設定した課題に対して，適切な方法論を用い，研究成果が十分に得られているか。

(4) 論文表現

- ・論理的かつ明確な記述がされているか。
- ・論文としての体裁が整っているか。

(5) 発表表現

- ・研究内容をわかりやすく発表したか。

(6) 質疑応答

- ・質疑に的確な応答ができたか。

— 3. 最終試験 —

最終試験は公開。原則として 2 月に開催する。

— 4. 論文の提出 —

最終試験を合格した論文は，PDF 形式及び製本 1 冊を教務係へ提出する。提出期限は，修了式までとする。

◎学生生活に関すること（横浜校地）

横浜校地における学生に関する業務は、大学院映像研究科教務係（馬車道校舎 1 階）で取り扱う。

1. 大学院映像研究科教務係（馬車道校舎 1 階）

- (1) 住所：〒231-0005 横浜市中区本町 4-44
- (2) Tel：045-650-6201／050-5525-2675, 2676
- (3) 窓口時間：平日（月～金曜日）9：00～12:30／13:30～17:00

2. 学生に関する主な業務内容

- (1) 履修，授業計画，試験等，学事に関する業務
- (2) 成績管理
- (3) 休学，復学，退学等，学生の身分に関する業務
- (4) 学位申請，修了認定に関する業務
- (5) 学生証，各種証明書，学割証の発行
- (6) 各種奨学金の案内・受付
- (7) 授業料免除・徴収猶予の案内，受付
- (8) 学生募集や入学試験に関すること
- (9) その他

◇厚生関係の業務等，一部業務については大学本部（上野校地）で取りまとめを行っている。従って，問い合わせに対して日時がかかる場合，あるいは学生本人に下記の部署から直接連絡を取る場合がある。

- イ）学生課
- ロ）保健管理センター
- ハ）戦略企画課

◇各専攻における授業運営等の担当は下記の通り。

- イ）映画専攻：映画教育運営室（馬車道校舎）Tel 050-5525-2682
- ロ）メディア映像専攻：メディア映像教員室（元町中華街校舎）Tel 050-5525-2691,2692
- ハ）アニメーション専攻：アニメーション教員室（万国橋校舎）Tel 050-5525-2790

3. 授業料の納入

- (1) 授業料は、本学から入学時に提出する『預金口座振替依頼書』に基づき、口座振替により納入することとなる。
- (2) 納入は、前・後期の 2 期に分けて、年額 2 分の 1 ずつでの納入となる。
- (3) 口座振替日は、前期分が 5 月下旬、後期分が 11 月下旬。

4. 学生証

- (1) 本学学生として常に携帯すること。
- (2) 有効期限は修士 2 年間，博士 3 年間。
- (3) 改姓等，記載事項に変更が生じた場合は，速やかに届け出ること。
また，紛失した場合は，速やかに再発行の手続きを行うこと。

- (再発行には手数料として 2,060 円が必要となり、交付まで 1 週間程度かかる。)
- (4) 本学学生の身分を離れる時は、学生証を必ず返却すること。
- (5) 学生の不正使用（他人への譲渡、記載事項の無断変更記入等）があった場合は、大学として厳しく処分を行う。

◇通学定期券

- イ) 学生証、通学定期乗車券発行控（氏名、住所、通学区間等を記入のこと）を駅の窓口へ提出し、購入すること。

◇学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

- イ) 学割は、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施される制度であり、学生個人の自由な権利として利用することを前提としているものではないことを念頭におくこと。
- ロ) 学割証の発行は、証明書発行機により即時発行が可能。
※証明書発行機設置場所：馬車道校舎 1F ホール
- ハ) 1 人につき年間 10 枚まで使用でき、発行より 3 ヶ月間有効。
ただし、修了年次の学生は、修了式当日（例年：3 月 25 日）を最終有効期限とします。
- ニ) 学割を利用するときは、常に学生証を携帯してください。
- ホ) 学割の不正使用は、本人に対する罰則だけでなく、全学生への使用禁止となる場合があるので、絶対にしないこと。

5. カードキー

- (1) 横浜校地（馬車道、万国橋、元町中華街校舎）は平日の昼の時間帯以外は、出入口（馬車道校舎通用口、万国橋校舎出入口、元町中華街校舎出入口）が機械警備によりロックされ、大学所定のカードキーが無いと校舎内への入構は出来ない。
- (2) 学生には、この出入口より入構できるカードキーを入学時に貸与する。
- (3) 本学学生の身分を離れる時は、カードキーを必ず返却すること。
- (4) 不正使用（他人への譲渡、学外者への無許可誘導、立入禁止日の入構等）があった場合は、大学として厳しく処分する。
- (5) **紛失した場合は、速やかに事務室へ届け出ること。**
※各校地の防犯上、紛失したカードキーは使用停止の手続きを行う。
※再交付には手数料 1,728 円が必要となる。

6. 各証明書の発行

- (1) 証明書自動発行機で発行が可能な様式
- イ) 在学証明書
- ロ) 修了見込証明書（和文、英文）：修了年次のみ発行可能。
- ハ) 成績証明書（和文、英文）：2 年次以上の学生に発行（入学年は不可）
- ニ) 学割証：1 年間で可能な発行枚数は 10 枚。
- ホ) 健康診断書証明書：本学での健康診断を受診した者対象。

◇その他通知書等（教務事務システムからの出力も可能）

- ・成績通知書：2 年次以上の学生に発行（入学年は不可）
- ・履修登録確認表

(2) 証明書自動発行機

- イ) 設置場所：馬車道校舎 1F ホール
- ロ) 稼働時間：平日 9 時～17 時（時間外は機械が停止，作動しない）
- ハ) 自動発行機の使用に当たっては，ユーザーID のパスワードが必要になる。

(3) 窓口での発行について

- イ) 自動発行機の故障など，特殊な事情以外窓口での発行は行わない。
- ロ) 修了生の証明書については，窓口発行のみ。

(4) 発行に関する注意事項

- イ) 厳封希望者は，自動発行機で出力後，証明書を窓口へ持参すること。
- ロ) 窓口での発行は，和文については申請日の翌日午後，英文については 1 週間後。
- ハ) **学生個々の理由（手続きの遅れ，差し迫った必要性）に応じて，証明書を発行することは出来ない**ので，必要な手続きを早めに行い，提出先が設定する提出期限を厳守するように各自心がけること。
- ニ) 証明書の交付は，本人もしくは保証人に行う。やむを得ず代理人に委任する場合は，必ず委任状を添えること。

7. 各種手続き

各種手続きは，病気，怪我等で来校できない場合を除き，原則として学生本人が所定の様式により願出（届け出）すること。

身分異動に関する手続きは，必ず学生本人もしくは保証人を行うこと。

- (1) 休学届：病気，怪我の場合は診断書を添付すること。
- (2) 復学届：病気，怪我の理由で休学していた場合は，修学が可能である旨を証明した診断書を添付すること。
- (3) 退学届：受理された後，大学から配布された学生証，カードキー等は必ず返却すること。
- (4) 住所変更・改姓・保証人の変更・保証人の住所変更
「学生・保証人連絡先変更フォーム」により変更してください。
利用方法：①教務システム CampusPlan にログイン
②「学生カルテ＞実習管理」に記載の「Web 申請番号/WAN」を確認
③「メインメニュー」に戻り「お知らせ」欄に記載された URL にアクセス
- (5) **学生証再発行願：手数料（2,060 円）が必要。**
- (6) **入構用セキュリティカード紛失届・再発行願：手数料（1,728 円）が必要。**

8. その他

- (1) **現金，作品，機材，制作道具等の貴重品は，各自が責任をもって管理し，盗難の防止に努めること。**特に，学生証，セキュリティカード，キャッシュカードは悪用される恐れがあるので，十分注意すること。
- (2) 教室，制作室，スタジオ等学内において許可無く私物や作品等を置かないこと。
許可無く置かれた物については，紛失・破損等があっても，大学では，一切責任を負わないので注意すること。また，許可無く置かれている物については，撤去・処分することもあるので注意すること。
- (3) 学内で制作，撮影等を行う場合は，大学の許可を得てから行うこと。
また，機器類を操作する場合や重量物を扱う場合等，多少なりとも危険を伴う作業を行う場合には，指導教員，研究室，事務室等の指示に従い，安全管理に十分留意すること。

◇学内においては，火気の無断使用は禁止とする。

◇学内は禁煙。喫煙は指定された場所のみで行うこと。

◇タバコの投げ捨て、たき火、花火は厳禁。

◇学内において、事故があった場合、あるいは不審者を発見した場合等は、馬車道校舎では映画教育運営室又は事務室、万国橋校舎ではアニメーション教員室、元町中華街校舎ではメディア映像教員室へ速やかに連絡すること。

◇ゴミの処理については、横浜市ではゴミのリサイクルを推奨しているため、指定されたとおりに分別して出すこと。

避難場所



●映像研究科の緊急避難場所（津波の危険時）

- ・馬車道校舎及び万国橋校舎：馬車道校舎（屋上は地上から約12m）又は野毛山公園等の高台
- ・元町中華街校舎：港中学校（校舎屋上）又は港の見える丘公園等の高台

●映像研究科の震災時一時避難場所（建物倒壊の危険時）

馬車道校舎。ただし、馬車道校舎が倒壊の危険がある場合は、横浜市指定地域防災拠点（本町小学校又は港中学校）とする。

●横浜市指定地域防災拠点（震災時避難場所・地域医療救援護拠点）

＜馬車道校舎・万国橋校舎＞ 本町小学校（横浜市中区花咲町3-86）

＜元町中華街校舎＞ 港中学校（横浜市中区山下町241）

●横浜市指定広域避難場所（大規模火災等）

横浜公園、山下公園、港の見える丘公園、紅葉ヶ丘一帯(西区)、野毛山公園(西区)、本牧山頂公園一帯、根岸森林公園、根岸住宅地区

横浜校地緊急連絡先(病院、公共機関等)

- 火災・救急車
- 事故・盗難等
- 津波等・海難事故

消防署 119番
警察署 110番
海上保安庁 118番

連 絡 先 名	住 所	電話番号
東京芸術大学本部（総務課）	台東区上野公園 12-8	050-5525-2012
大学院映像研究科事務室（馬車道校舎）	横浜市中区本町 4-44	050-5525-2671
〃 映画教育運営室（同上）	〃	050-5525-2682
〃 撮影スタジオ運営室 （元町中華街校舎）	横浜市中区山下町 116	050-5525-2690
〃 メディア映像専攻（同上）	〃	050-5525-2691
〃 アニメーション専攻 （万国橋校舎）	横浜市中区海岸通 4-23 万国橋会議センター 3 F	050-5525-2790
万国橋会議センター	横浜市中区海岸通 4-23	045-212-1034
加賀町警察署	横浜市中区山下町 203	045-641-0110
中消防署	横浜市中区山吹町 2-2	045-251-0119
社会保険横浜中央病院	横浜市中区山下町 268	045-641-1921
石川クリニック	横浜市中区山手町 55	045-641-0494
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区新山下 3-12-1	045-628-6100
桜木町夜間急病センター（夜間）	横浜市中区桜木町 1-1	045-212-3535
中区休日急患診療所（休日）	横浜市中区本牧町 2-353	045-201-7737
歯科保健医療センター（休日・夜間）	横浜市中区相生 6-107	045-201-7737
馬車道内科クリニック（内科）	横浜市中区本町 4-38 横浜本町ビル 1F	045-222-1222
関内クリニック（内科）	横浜市中区本町 4-43 セボン関内第2ビル 3F	045-201-7676
馬車道クリニック（外科・内科）	横浜市中区常盤町 5-56	045-681-1106
秋山眼科医院	横浜市中区尾上町 3-28 横浜国際ビル 4F	045-641-9361
よしずみ耳鼻科クリニック	横浜市中区本町 3-24-3 エルドシック横濱 2F	045-663-6187
関内メンタルクリニック	横浜市中区扇町 1-1-25 キングビル 7F	045-664-7000
横浜市役所（代表）	横浜市中区港町 1-1	045-671-2121
→ 横浜市消防局危機管理課		045-671-2171
横浜市文化観光局創造都市推進課	横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 6F	045-671-3863

防災情報・災害時の電話利用

- 横浜市防災情報（P C）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/weather/top/>

- 横浜市防災情報（携帯電話）

<http://www.bousai-mail.jp/yokohama/>



- 横浜市防災情報Eメール配信サービス登録方法

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/email/>

- 内閣府防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/>

- 災害時の電話利用方法（（社）電気通信事業者協会）

<http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>

- 携帯電話による災害用伝言板利用案内

NTT ドコモをご利用の方

<http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/index.html>

au をご利用の方

<http://www.au.kddi.com/notice/dengon/index.html>

ソフトバンクモバイルをご利用の方

<http://mb.softbank.jp/scripts/japanese/information/dengon/index.jsp>

Y・モバイルをご利用の方

<http://www.ymobile.jp/service/dengon/>

http://www.ymobile.jp/service/dengon_voice/

- 携帯電話等による帰宅困難者支援システム

スマートフォンをご利用の方

<http://wwwm.city.yokohama.lg.jp/b-sp/>

携帯電話をご利用の方

<http://wwwm.city.yokohama.lg.jp/b-m/>

○東京藝術大学大学院学則（抄）

制 定 昭和52年 4 月28日
最近改正 平成29年 3 月23日

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 東京藝術大学大学院（以下「大学院」という。）は、芸術及びその理論を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検・評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育及研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学院は、前項の点検・評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検・評価については、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

4 前3項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

（大学院の課程）

第3条 大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って芸術についての精深な学識と技術を授け、芸術の各分野における創造、表現、研究能力又は芸術に関する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、芸術に関する高度な創造、表現の技術と理論を教授研究し、芸術文化に関する幅広い識見を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた研究者を養成することを目的とする。

（研究科及び専攻）

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

（3）映像研究科

2 前項の研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研 究 科 名	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
	専 攻 名	専 攻 名
映 像 研 究 科	映 画 専 攻	映像メディア学専攻
	メ デ ィ ア 映 像 専 攻	
	ア ニ メ ー シ ョ ン 専 攻	

3 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該学部の学部長をもって充てる。ただし、映像研究科長及び国際芸術創造研究科長は、当該研究科の専任教授のうちから、別に定める基準により選考する。

3 研究科の授業及び修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しくは特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。）又は博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。）の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を担当する教員は、大学院において授業又は研究指導を担当する資格を有する当該学部の教授、准教授及び講師又は客員教授とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修 士 課 程			博 士 後 期 課 程		
	専 攻 名	入学定員	収容定員	専 攻 名	入学定員	収容定員
映像研究科	映 画 専 攻	32	64	映 像 メ デ ィ ア 学 専 攻	3	9
	メ デ ィ ア 映 像 専 攻	16	32			
	ア ニ メ ー シ ョ ン 専 攻	16	32			
	計	64	128			

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学期は、次の2学期に分ける。

(1) 前学期 4月1日から9月30日まで

(2) 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める日

(3) 開校記念日 10月4日

(4) 春季、夏季及び冬季休業日

- 2 前項第4号の休業日は、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めるときは、第1項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあつては3年、博士後期課程にあつては5年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、いずれかの研究室に属し、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及びその単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、東京藝術大学学則（以下「本学学則」という。）の第80条から第83条までの規定を準用する。ただし、本学学則別表（第80条関係）については、次の表に読み替えるものとする。

	講 義	演 習	実験、 実習及 び実技	一の授業科目について、講義、 演習、実験、実習及び実技のう ち二以上の併用により行う場合
美術研究科	時間 15	時間 15	時間 30	2つの授業の方法を組み合わせ て行う授業科目の場合は、それ ぞれの授業時間数をx、yとす ると、 $ax+by$ (a: 1単位の授業科目 を構成する内容の学修に必要と される時間数の標準である45時 間を該当する左記の時間数で除 して得た数値、b: 同じく45時間 を該当する左記の時間数で除し て得た数値)が45となるようにx 及びyの時間を定める。3つ以上 の授業の方法を組み合わせる行
音楽研究科	15	15又は30	30	

映像研究科	15	15	30	う授業科目の場合も、授業の方法の数値を増やし同様に時間を定める。
国際芸術創造研究科	15	15	30	

(他の大学院における授業科目の履修)

第15条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、修士課程及び博士後期課程を通して10単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

(研究指導委託)

第16条 各研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

ただし、修士課程の学生にあつては、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定に関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第3節 課程の修了

(修士課程の修了要件)

第18条 修士課程の修了要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を上げた研究科委員会（映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。）が認めた者については 大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前条ただし書きの規定による在学期間で修士課程を修了した者の当該博士後期課程の修了要件は、修士課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、修士課程における在学期間を含め3年以上在学すれば足りるものとする。

3 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格があるものとして、博士後期課程に入学した者の修了要件は、大学院に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた

上、博士論文等の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(単位の認定)

第20条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査の際の試験)

第21条 論文等審査の際の試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の審査に合格した者について行う。

(課程の修了認定)

第22条 修士課程又は博士後期課程の修了は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第23条 研究科において修士課程を修了した者には修士の学位を、博士後期課程を修了した者には博士の学位をそれぞれ授与する。

2 本学の博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文（研究領域により、研究作品又は研究演奏を加える。）を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第24条 入学（編入学及び再入学を含む。）の時期は、学年の始めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学手続)

第30条 選抜試験に合格した者は、所定の期日までに誓約書及びその他本学の指定する書式に必要事項を記入の上、提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、第45条第1項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

(入学の許可)

第31条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第32条 病気その他の理由により引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

第33条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に

対しては、研究科委員会の意見を参考として、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、修士課程及び博士後期課程において、それぞれ1年以内とする。

2 特別な理由があるときは、休学願を提出し、学長の許可を得て更に1年に限り休学期間を延長することができる。ただし、それぞれ通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年数に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中にその理由が消滅したときは、医師の診断書又は理由書を添えて復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第36条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て転学することができる。

(退学)

第37条 退学を希望する者は、その理由書を添えて退学願を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(留学)

第38条 留学を希望する者は、その理由書を添えて留学願を提出し、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学した期間は在学年数に加え、第15条第2項及び第16条第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第39条 次に掲げる各号の一に該当する者は、当該研究科委員会の意見を参考として、学長が除籍する。

(1) 在学年限を超えた者

(2) 2年の休学期間を超えて、なお復学することができない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者

(4) 入学料の免除又は徴収猶予を申請し、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除若しくは徴収猶予の許可の告知を受け、所定の期日までに入学料を納付しない者

(5) 行方不明の者

第4章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第43条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則（以下「費用規則」という。）の定めるところによる。

2 特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額は、費用規則の定めるところによる。

(授業料の納付)

第44条 授業料は次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する

者から申出があつた場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限5月31日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限11月30日まで）

（入学料の免除及び徴収猶予）

第45条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除若しくは徴収猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関する事項は、別に定める。

（授業料の免除）

第46条 経済的理由その他特別な事情により授業料の納付が困難であると認められるときは、その者の願い出により授業料の全部又は一部を免除することができる。

2 授業料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

（授業料等の還付）

第47条 納入済の検定料、入学料及び授業料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。

2 前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、その年の9月末日までに休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第5章 賞罰

（表彰）

第48条 学長は、学生として表彰に価する行為があつた者に対しては、これを表彰することができる。

（懲戒）

第49条 学生に対して次の各号の一に該当する者があるときは、学長が、これを懲戒するものとする。

（1）性行不良の者

（2）学力劣等の者

（3）正当の理由なく出席常でない者

（4）本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 雑則

第50条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し、必要な事項は、本学学則、東京藝術大学学生生活通則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

2 前項に規定する準用を行う場合は、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

○東京藝術大学学位規則（抄）

制 定 昭和52年 4 月28日

最近改正 平成28年 3 月24日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第91条第3項及び東京藝術大学大学院学則第23条第3項の規定に基づき、本学において授与する学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 学位及び専攻分野の名称、授与条件

（学位及び専攻分野の名称）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

（2）修士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	学位（専攻分野）	
		和文	英文
映像研究科	全専攻	修士（映像）	Master of Film and New Media Studies

（3）博士の学位は次のとおりとする。

研究科	専攻	研究領域	研究分野	学位（専攻分野）	
				和文	英文
映像研究科	映像メディア学専攻	映像メディア研究領域		博士（映像）または博士（学術）	Doctor of Philosophy

（学位の授与要件）

第3条 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与するものとする。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与するものとする。

3 博士の学位は、本学大学院の博士課程を修了した者に授与するものとする。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文（研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下同じ。）の審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

第3章 学位論文等審査

第1節 修士及び博士課程学生の学位論文等審査

（修士課程学生の修士論文等審査の願出）

第4条 本学大学院修士課程の学生が修士論文（専攻により研究作品、研究演奏又は特定課題研究報告書を加え、又は修士論文に代えて研究作品、研究演奏若しく

は特定課題研究報告書とする。以下「修士論文等」という。)の審査を願い出ようとするときは、修士論文等に修士論文等目録、修士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(博士課程学生の博士論文等審査の願出)

第5条 本学大学院博士課程の学生が博士論文(研究領域により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の審査を願い出ようとするときは、博士論文等に博士論文等目録、博士論文等要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文等審査)

第6条 研究科長は、修士論文等又は博士論文等(以下「学位論文等」という。)の提出があった場合は、研究科委員会(映像研究科及び国際芸術創造研究科については、教授会とする。以下同じ。)にその審査を依頼する。

2 研究科委員会は、前項の依頼に基づき、学位論文等の審査を行うものとする。

3 研究科委員会は、学位論文等を審査するため、学位論文等ごとに、学位論文等審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

(審査委員会)

第7条 審査委員会は、提出された学位論文等の内容に応じた研究分野担当の教授及び准教授並びに関連分野担当の教授及び准教授のうちから、研究科委員会において選出された3人以上の審査委員をもって組織する。ただし、審査委員のうち1人以上は教授とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する審査委員会に、当該研究分野担当又は関連分野担当の講師又は客員教授を加えることができる。

3 学位の授与に係る学位論文等の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

4 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験を行うものとし、その審査及び試験の結果を、文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(試験の方法)

第8条 試験は、学位論文等審査の終了後に行うものとする。

2 試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について、口述又は筆記により行うものとする。

(課程修了の審査)

第9条 研究科委員会は、本学大学院学生の修得単位並びに学位論文等の審査及び試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議の上、合格又は不合格を票決する。

2 前項に規定する合格の票決を行う場合には、研究科委員会構成員(出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(審議の報告)

第10条 研究科長は、研究科委員会において前条第1項の規定により票決をしたときは、その結果を学長に報告しなければならない。

第4章 学位の授与等

(学位の授与)

第15条 学長は、学則第91条の規定に基づき卒業を認定された者並びに第10条及び前条第3項の報告に基づき、課程修了又は授与資格の認定をされた者に対し、それぞれ学位を授与する。

2 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。

(学位名称の使用)

第16条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「東京藝術大学」を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第17条 学長は、学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会又は研究科委員会並びに教育研究評議会の意見を参考として、既に授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 前項に規定する票決を行う場合には、第9条第2項の規定を準用する。

○東京藝術大学大学院映像研究科規則（抄）

制 定 平成17年 4 月 1 日

最近改正 平成27年 3 月 26 日

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、東京藝術大学大学院映像研究科（以下「研究科」という。）における必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 1 条の 2 研究科は、映像に関する学術的な理論及び応用を教授研究し、その奥義を究め、自立して創作活動と研究活動を行うに必要とされる、表現者としての問題発見能力と専門家としての問題解決能力という二つの能力を兼ね備えた表現者と教育研究者を養成することを目的とする。

（課程）

第 2 条 研究科における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期 2 年の課程及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 前項の前期 2 年の課程は「修士課程」といい、後期 3 年の課程は「博士後期課程」という。

（専攻）

第 3 条 修士課程の専攻は、映画専攻、メディア映像専攻及びアニメーション専攻とする。

2 博士後期課程の専攻は、映像メディア学専攻とする。

（指導教員）

第 4 条 研究科教授会は、学生の所属する専攻に応じて研究指導教員を定めるものとする。

（成績評価基準等）

第 5 条 成績評価基準は別表のとおりとし、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価の方法に関しては、授業計画書等により学年の始めに公表する。

（単位の認定方法等）

第 6 条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に基づき、試験の成績等により、授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、秀・優・良・可及び不可の評語をもって表し、可以上を合格とし、不可は不合格とする。

第 7 条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、東京藝術大学大学院映像研究科（修士課程）履修内規（以下「修士履修内規」という。）及び東京藝術大学大学院映像研究科（博士後期課程）履修内規（以下「博士後期履修内規」という。）に定めるとおりとする。

第 2 章 修士課程

(履修方法)

第8条 学生は、修士履修内規に定める当該専攻の授業科目のうちから必修科目及び選択科目を合わせて、32単位以上を修得し、かつ、研究指導を受けなければならない。

(履修届及び研究計画の届出)

第9条 学生は、学年の始めに、指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第10条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

(修士論文等の提出)

第11条 修士論文又は研究作品（以下「修士論文等」という。）は、修士課程に1年以上在学し、2年次修了時までに32単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げたとして研究科教授会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第18条ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

2 修士論文等並びにその題目及び要旨は、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、修士論文等の題目については、あらかじめ、研究指導教員の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査及び試験)

第12条 修士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

2 事情により論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して修士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。

3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の審議を経て、修士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第3章 博士後期課程

(履修方法)

第13条 博士後期課程の学生（以下本章中「学生」という。）は、博士後期履修内規に定める授業科目のうちから10単位以上を修得しなければならない。

2 学生は、所属する研究領域において、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けなければならない。この場合における研究指導については、単位を与えないものとする。

(履修届及び研究計画の届出)

第14条 学生は、学年の始めに指導教員の指導を受けて、履修届及び研究計画を所定の期日までに届け出なければならない。

(授業科目の試験)

第15条 履修した授業科目の試験は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告に

よって行うものとする。ただし、研究科教授会の承認を得た授業科目については、平常の成績又は当該授業科目の担当教員の合格報告をもってこれに代えることができる。

- 2 前項に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。
(博士論文等の提出)

第16条 博士論文及び研究作品（以下「博士論文等」という。）は、博士後期課程に2年以上在学し、当該課程修了時までに10単位以上の修得見込みの者でなければ提出することができない。ただし、極めて優れた研究業績を上げた研究科委員会が認めた者の在学要件に関しては、大学院学則第19条各項ただし書に規定する期間の在学見込みがあれば足りるものとする。

- 2 博士論文等並びにその題目、目録及び要旨は、研究指導教員の承認を得た上、研究科長が指定する期日までに提出しなければならない。
(博士論文等の審査及び試験)

第17条 博士論文等の審査及び試験は、東京藝術大学学位規則の定めるところにより、研究科教授会が行う。

- 2 特別の事情により博士論文等の審査及び試験を受けることができなかった者は、その理由を付して博士論文等の追審査及び追試験を願い出ることができる。
3 研究科長は、前項の願い出のあった者について、研究科教授会の審議を経て、博士論文等の追審査及び追試験を行うことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の定めるところによる。

別表（第5条関係）

評 価 基 準			
秀	100～95	A s	5
優	94～80	A	4
良	79～60	B	3
可	59～50	C	2
不 可	49以下	D	1

○東京藝術大学大学院映像研究科における課程修了による博士の学位授与に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び東京藝術大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、東京藝術大学大学院映像研究科博士後期課程映像メディア学専攻（以下「本専攻」という。）における課程修了による博士の学位の授与に関し、必要な事項を定める。

(審査の申請資格等)

第2条 学位論文審査を申請することができる者は、本専攻に在学中の者で、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学院学則第19条第1項に定める単位を第3年次の後期までに修得し（修得見込を含む。）、博士後期課程在籍期間が5年以内で、かつ、必要な研究指導を受けた者
 - (2) 大学院学則第11条第2項に定める標準修業年限を超えて在学し、博士後期課程在籍期間が7年以内の者で、学則第19条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者
- 2 学位論文審査は、予備審査及び本審査とする。

(予備審査)

第3条 学位論文審査の予備審査を希望する者は、主任指導教員の承認を得て、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文予備審査願（様式第1号） 正副各1部
- (2) 研究／創作活動目録（予備審査）（様式第2号）
- (3) 学位論文の要旨（予備審査）（様式第3号）
- (4) 履歴書（様式第4号）

(予備審査の申請時期)

第4条 予備審査の申請時期は、原則として毎年1月とする。

(予備審査)

第5条 研究科長は、予備審査に際し、当該申請者の主任指導教員を含む教授会構成員3名以上で組織する予備審査委員会を速やかに設置し、予備審査に当たらせるものとする。

- 2 予備審査委員会は、当該委員会が設置された日から8週間以内に予備審査を終了するものとし、その結果を研究科長に報告しなければならない。
- 3 予備審査の審査基準は、別表によるものとする。

(本審査)

第7条 予備審査に合格し、本審査を希望する者（以下「学位申請者」という。）は、主任指導教員の承認を得て、次に掲げる書類等を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位論文審査願（様式第5号） 正副各1部
 - (2) 研究／創作活動目録（様式第6号） 1部
 - (3) 学位論文内容の要旨（様式第7号） 1部
 - (4) 履歴書（様式第4号） 1部
 - (5) 学位論文及び審査会の形式について（様式第8号） 1部
- 2 学位論文本編は、審査会前に初稿、最終試験前に最終稿をpdf形式で主査、副査へ提出すること。
- 3 研究作品（展覧会または上映会）は、審査会にて発表、提出とする。

(本審査の申請時期)

第8条 本審査の申請時期は、原則として毎年4月とする。

(審査委員会)

第9条 教授会は、研究科長が学位論文本審査の申請を受理したときは、申請ごとに、審査委員会を組織する。

2 審査委員会は、本専攻の博士後期課程を指導している教員のうちから、主査1名、副査2名以上の委員をもって組織する。

3 審査委員会の主査及び副査は、教授会において選出する。

4 前項に定める者のほか、学位規則第7条第3項に定める者から、1名以上の副査を教授会の議を経て加えるものとする。

5 学位規則第7条第3項に定める者を教員等に副査として推薦する場合は、当該審査委員候補者の略歴書等を添えるものとする。

6 審査委員会は、中間審査、本審査及び最終試験を行うものとする。

(中間審査)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査に当たり、中間審査を開催する。

2 学位論文と研究領域により研究作品に関して、口頭発表を行う。

(中間審査の時期)

第11条 中間審査の時期は、原則として毎年7月とする。(非公開)

(中間審査の結果報告)

第12条 審査委員会は、中間審査を行った日から8週間以内に審査を終了するものとし、中間審査の結果を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(審査会)

第13条 審査委員会は、審査会（口頭発表と研究領域により研究作品の発表）を開催する。

2 学位論文本編の初稿を、原則として審査会前に提出し、これに基づいて口頭発表を行う。

3 研究作品は、事前審査会に（展覧会または上映会として）発表する。

(審査会の時期)

第14条 事前審査会の時期は、原則として毎年10月とする。(公開)

(審査会の結果報告)

第15条 審査委員会は、審査会を行った日から8週間以内に審査を終了するものとし、審査会の結果を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(最終試験)

第16条 最終試験は、学位論文の内容を中心として、関連ある専門分野等について、口述又は筆記により行うものとする。

2 学位論文本編の最終稿を、原則として12月に提出し、これに基づいて口頭発表を行う。

(最終試験の時期)

第17条 最終試験の時期は、原則として毎年2月とする。(公開)

(最終試験の結果報告)

第18条 審査委員会は、最終試験を行った日から8週間以内に審査を終了するものとし、学位論文の審査及び最終試験の結果を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第19条 教授会は、前条の報告に基づき、学位授与の合否を議決する。

2 前項に規定する合格の議決を行う場合には、教授会構成員（出張中の者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の4分の3以上が賛成しなければならない。

(報告)

第20条 研究科長は、教授会が学位授与の合否を議決したときは、速やかに学位規則第10条の規定に基づき、学長に報告するものとする。

(雑則)

第21条 この内規に定めるもののほか、学位授与に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表

予備審査の審査基準

映像研究科における博士学位を取得するためには、予備審査において、次の要件の審査基準を満たさなくてはならない。

1. 必修科目全10単位を修得もしくは修得見込みであること。
2. 予備申請条件(下表)において「学位申請ポイント」が5ポイント以上あること。
なお、「学位申請ポイント」は、下記の「学位申請ポイント算出表」とする。

学位申請ポイント算出表

研究論文	プロジェクト	作 品	ポイント
・ 著書(単著) ・ 査読付き学会誌等への論文執筆(海外)	・ 国際的プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営にメインスタッフとして参画 ・ 海外各種コンペでの入賞	・ 国際映画製作者連盟(FIAPF)公認、もしくは同等の映画祭で受賞(メインスタッフとして参加) ・ 海外における国際展への招待出品 ・ 海外における国際展へのコンペ入選 ・ アニメーション映画祭の国際コンペ入選・受賞	4
・ 査読付き学会誌等への論文執筆(国内) ・ 学会、シンポジウム等での口頭発表(海外)	・ 国内プロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案・運営にメインスタッフとして参画 ・ 国内各種コンペでの入賞	・ 国際映画製作者連盟(FIAPF)公認、もしくは同等の映画祭に出品(メインスタッフとして参加) ・ キュレーターが関与するグループ展への出品(海外) ・ アニメーション映画祭での国内コンペ入選・受賞	3
・ 学会等での口頭発表(国内) ・ 学会等でのポスター発表、デモンストレーション(海外) ・ 映像研究科紀要への寄稿(研究ノート)	・ 国内におけるプロジェクト(シンポジウムやセミナー、ワークショップ等)の企画・立案 ・ 運営にスタッフとして参画	・ キュレーターが関与するグループ展への出品(国内) ・ 国内外各種映画作品にメインスタッフとして参加(各領域のチーフとして。自主、商業は問わず) ・ アニメーション映画祭での招待上映	2

・一般誌での論考等執筆	・国内各種プロジェクトへの参画	・学外での個展、グループ展、上映会への出品 ・国内外各種映画作品にスタッフとして参加(自主、商業は問わず)	1
-------------	-----------------	--	---

(注)

- ・該当する各項目において、連名で発表した場合には、1 / n ポイントとする。
- ・同一論文・プロジェクト・作品などで二つ以上の項目に該当する場合は、上位の得点に換算する。
- ・同一の内容の論文・プロジェクト・作品などは、原則として1回限りのポイントとする。

様式第1号

平成 年 月 日

東京芸術大学
大学院映像研究科長 殿

学位申請者			
入学年度	平成	年度	入学
学生番号			
(フリガナも記入)			
氏 名			印
本 籍	都道府県	外国籍の場合 国籍	
生年月日	昭和	年	月 日 生
指導教員			印

平成 年度東京芸術大学大学院映像研究科博士後期課程学位論文予備審査願

学位予備審査のため、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、予備審査をお願いいたします。

記

- 1. 研究／創作活動目録（予備審査）（様式第2号） 正副各1部
- 2. 学位論文の要旨（予備審査）（様式第3号）
- 3. 履歴書（様式第4号）

様式第 2 号

研究／創作活動目録（予備審査）						
学生番号				氏 名		
通番	著書・学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、学会雑誌等又は発表会等の名称	概 要	自己評価ポイント

※通番に基づき、論文、作品ドキュメント、会議資料等を合冊すること。

学 位 論 文 の 要 旨 (予備審査)

[illegible]

※要旨は、本紙1枚（2,000字以内）でまとめること。

履 歴 書

平成 年 月 日現在

フリガナ			性 別	印
氏 名			男・女	
生年月日	年 月 日生	(満 歳)	本籍 (都道府県・国籍)	
現住所	〒 ー		電 話 番 号	

学 歴	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	

研究歴	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	

職 歴	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	
	昭和・平成 年 月	

賞罰・特記事項等

東京芸術大学大学院映像研究科

(注 1) 氏名は戸籍の記載どおりに記入すること。
(注 2) 学歴は高校卒業以降～現在 (本学在学中) までを記入すること。
(注 3) 学歴・研究歴・職歴欄が不足する場合は裏面に記入、あるいは別紙作成し、添付してください。

平成 年 月 日

東京芸術大学
大学院映像研究科長 殿

学位申請者

入学年度 平成 年度 入学

学生番号

(フリガナも記入)

氏 名 印

都道府県 本 籍 〔外国籍の場合〕
府県 国籍

生年月日 昭和 年 月 日 生

指導教員 印

平成 年度東京芸術大学大学院映像研究科博士後期課程学位論文本審査願

東京芸術大学学位規則第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて提出しますので、博士の学位論文の審査を申請いたします。

記

- 1. 研究／創作活動目録（様式第6号）
- 2. 学位論文の要旨（様式第7号）
- 3. 履歴書（様式第4号）
- 4. 学位論文及び審査会の形式について（様式第8号）

様式第 6 号

研究／創作活動目録（本審査）						
学生番号				氏 名		
通番	著書・学術論文等の名称	単著・共著の別	発行又は発表の年月	発行所、学会雑誌等又は発表会等の名称	概 要	自己評価ポイント

※通番に基づき、論文、作品ドキュメント、会議資料等を合冊すること。

学 位 論 文 の 要 旨 (本審査)

[illegible]

※要旨は、本紙1枚（2,000字以内）でまとめること。

学位論文および本審査会の形式について

学生番号 _____

氏 名 _____

指導教員 _____ 印 _____

研究作品の有無 【 有 ・ 無 】

※いずれかに○を記すこと。

研究作品が有の場合、本審査会の開催予定日時及び会場を記入すること。

開催予定日時（会期）	平成 年 月 日（ ）から 平成 年 月 日（ ）まで 時 分から 時 分まで
会 場	